

夏やすみのくらし

令和5年(2023年)7月 枚方市立交北小学校

みんなのやくそく

[これだけはしよう!]

- *すすんでお手伝いをする。
- *みんなで仲良く遊ぶ。(相手を傷つける言葉を言ったり、暴力をふるったりしない。)
- *計画をたてて、規則正しい生活をする。(早寝早起き朝ごはん、勉強)
- *外出する時は、「行き先・友だち・帰る時刻」を家の人に言って出かける。
- *学用品で不足している物はないか点検しておく。(絵の具や習字道具などは洗しておく。)



[注意して守ろう!]

- *交通ルールを守る。(車に気をつける。飛び出さない。自転車の二人乗りをしない。自転車に乗るときはヘルメットを着けるようにする。原則、自転車は道路の左側を走る。※13歳未満は歩道を自転車で通行することができるようになります。道路交通法より)
- *外では熱中症に気をつけて遊ぶ。(帽子をかぶる。水とうをもって出かける。日かげに入る。)
- *こわいめにあった時は、「子ども110番」の旗があがっているお家に、助けをもとめる。(ホイッスルやブザーなどを持って出かけましょう)
- *友達の家遊びに行く場合は、午前10時以降にする。
- *大人が留守であるときに友だちの家遊びに入らないようにしましょう。
- *午後5時30分には家に着くように帰りましょう。
- *図書館や市民センターなどの公共施設を利用する時は、マナーを守る。



「子ども110番の家」の旗

[絶対にしてはいけません!]

- *知らない人について行かない。 *お金の貸し借りやおごり合いをしない。
- *勝手によその家の敷地に入ったり、よその家の物にさわらない。
- *農家の人に迷惑になるので、田畑・用水路には入らない。
- *ショッピングセンターやスーパー・ゲームセンター・コンビニ・遊園地・プールへは、子どもだけでは行かない。(イズミヤ・ビオルネ・くずはモール・しまむら・アベール、ニトリモール、フォレオ枚方、Tサイト、ひらかたパークなど)
- *危険な遊び、よくない遊びはやめる。(川や池に近づかない・入らない。マッチやライターを使った遊びをしない。エアガン・ビービー弾で遊ばない。子どもだけで花火をしない)

保護者のみなさまへ

大阪府青少年健全育成条例で決まっています。

- *エアガン等の有害ながん具刃物類を青少年に持たせてはいけません。
- *保護者は、16歳未満の者を、午後8時から翌日の午前4時まで外出させてはいけません。
- *16歳未満の者を遊技場(ゲームセンター等)、ボーリング場、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等に、午後7時から翌日の午前5時まで立ち入らせてはいけません。

教育相談関係の諸機関

- ・大阪府教育センター「すこやか相談室」 子どもからの相談06-6607-7361
保護者からの相談06-6607-7362
 - ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
 - ・枚方市少年サポートセンター 072-843-2000
- ※教育相談、非行相談、虐待相談等あらゆる相談を受け付けています。

携帯電話に関係したトラブルが多くなっています。使い方について約束を決めて、保護者の方の目の届いた状態で使えるように、お子さんと話し合って下さい。